

【我が国における技術基準認証制度の最新動向】

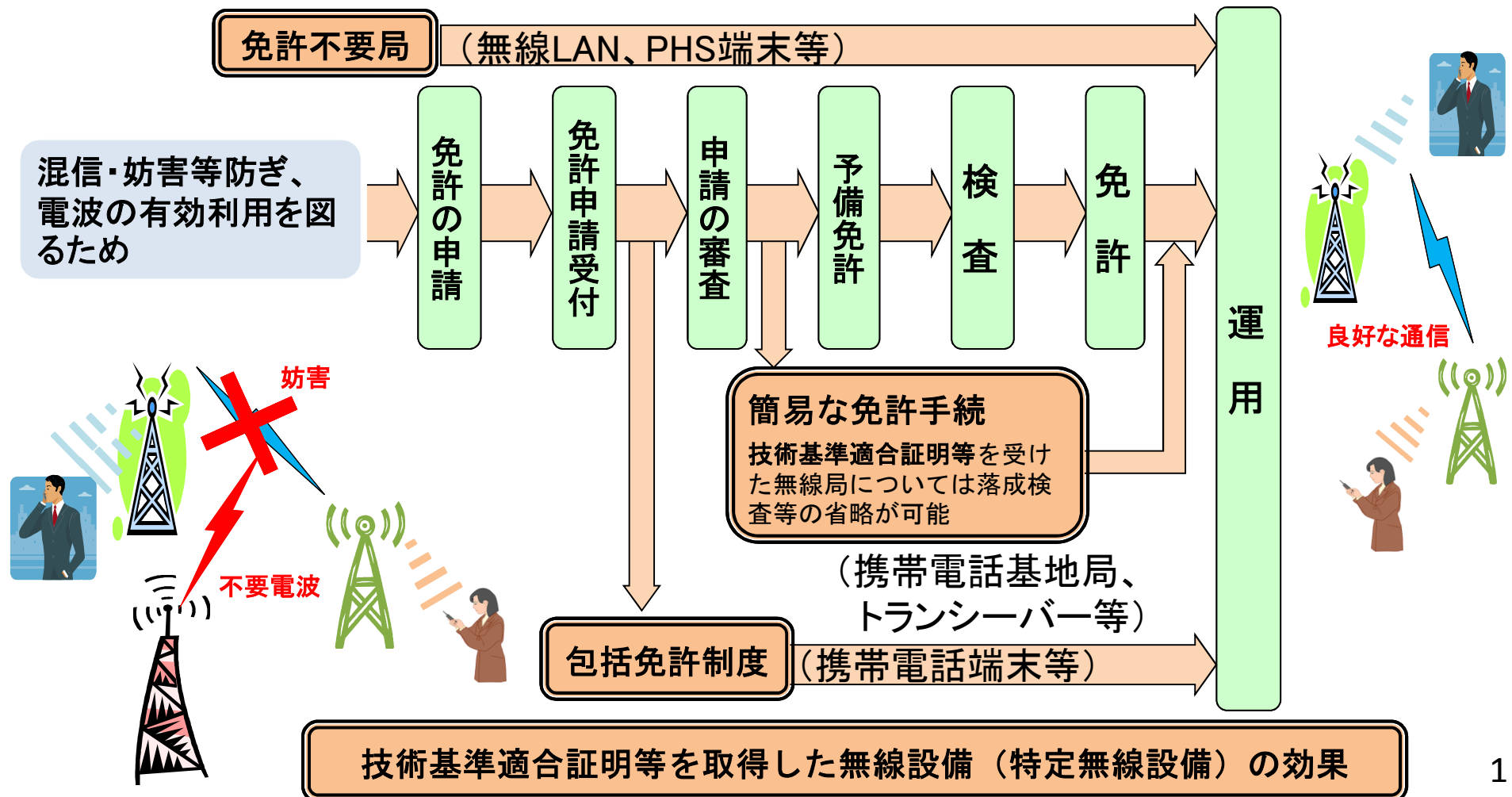
特定無線設備の市場監視の取り組みについて

平成25年10月2日

総務省総合通信基盤局電波部
電波環境課認証推進室

無線局免許(無線局の免許手続き)

電波を利用するためには、無線設備などを備えた無線局を開設することが必要となり、無線局を開設するためには、原則総務大臣の免許を受けることが必要。この際に、技術基準適合証明等を取得した無線設備の免許申請手続きについては、包括免許制度や免許手続きの簡略化といった迅速かつ効率的な処理が行えるようになっている。



電波法における基準認証制度の概要

技術基準適合証明（電波法第38条の6）

総務大臣の登録を受けた者（登録証明機関）等が、特定無線設備※について、電波法に定める技術基準に適合しているか否かについての判定を特定無線設備1台ごとに行う制度。

登録証明機関は、総務省令で定めるところにより、無線設備1台1台について試験（総務大臣が告示する試験方法又はこれと同等以上の方法（特性試験の試験方法による））等の審査を行った上で証明を行う。

工事設計認証（電波法第38条の24）

特定無線設備が技術基準に適合しているかどうかの判定について、その設計図（工事設計）及び製造等の取扱いの段階における品質管理方法（確認の方法）を対象として、登録証明機関が行う認証制度。

無線設備そのものではなく、工事設計を対象としており、実際の無線設備は認証後に製造される点が、技術基準適合証明と異なる。

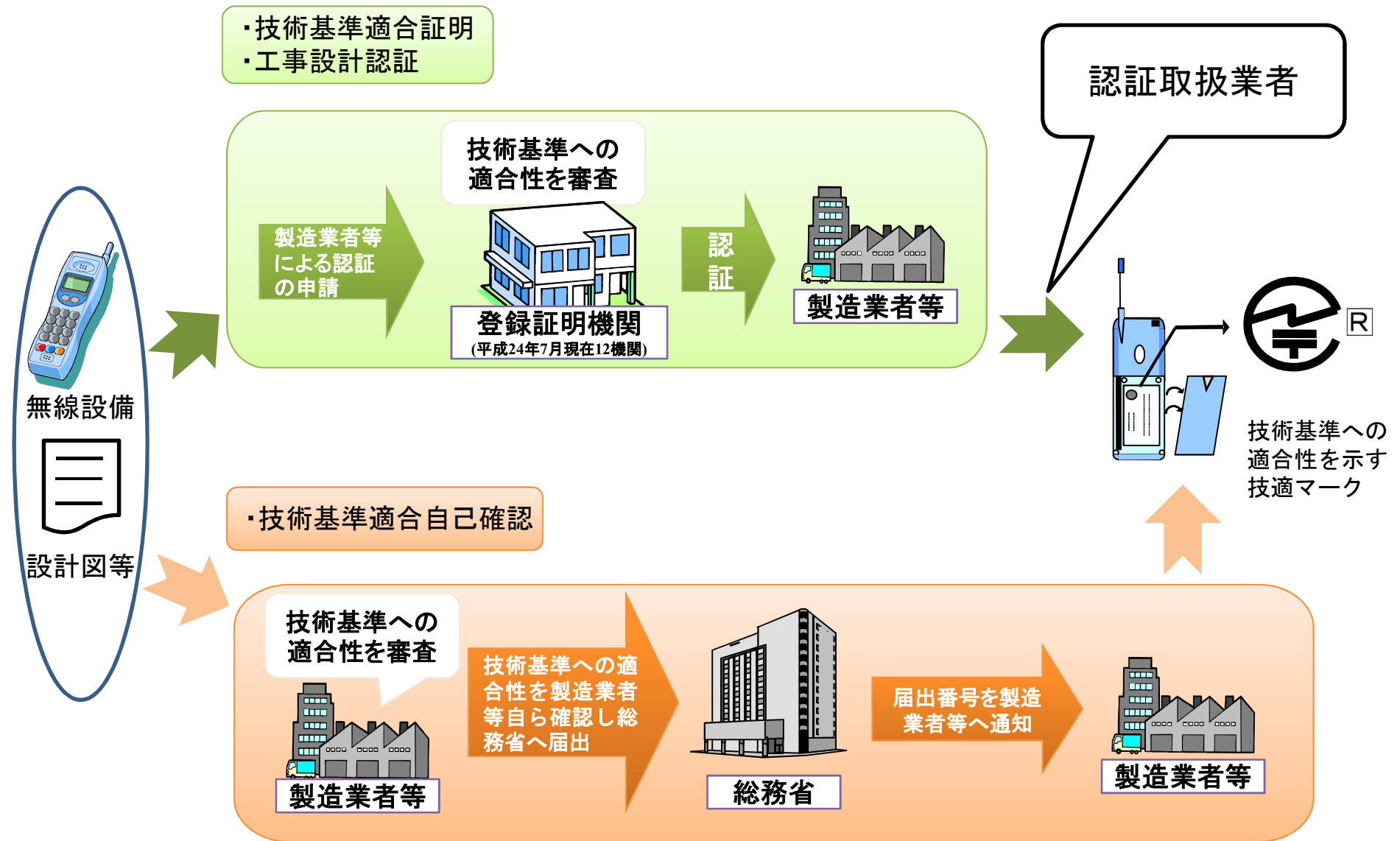
技術基準適合自己確認（電波法第38条の33）

特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれの少ないもの（特別特定無線設備）の工事設計について、製造業者や輸入業者が一定の検証を行い、電波法に定める技術基準への適合性を自ら確認する制度。

自己確認は、工事設計が技術基準に適合するものであることに加え、その工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが、工事設計に合致することを確保することができることを認めるときに限り行うことができる。

※特定無線設備：無線LAN、小型トランシーバー、携帯端末などの小規模な無線局に使用するための無線設備

基準認証の流れ

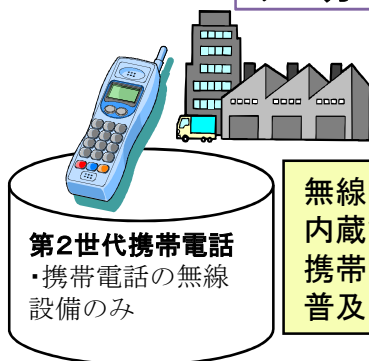


技術基準適合自己確認制度の対象設備の拡大

技術基準適合自己確認制度の対象設備として、新たに「携帯電話端末、PHS端末等と同一の筐体に収められている無線LAN(小電力データ通信システム)」を追加

これまで

メーカー



無線LANが内蔵された携帯電話の普及

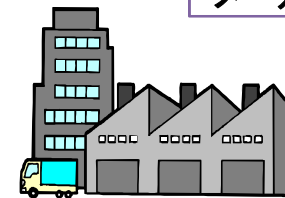
現在

登録証明機関



改正後

メーカー



携帯電話端末は、技術基準適合自己確認の対象設備であることから、メーカーは自己確認を行い、市場へ出荷

携帯電話端末は、自己確認の対象設備であるが、**無線LANが対象でないことから、携帯電話全体として自己確認できない**

メーカーは、登録証明機関で工事設計認証を取得し、市場へ出荷

メーカーは、携帯電話全体として自己確認が可能

登録証明機関で工事設計認証を受けるために要する時間及び費用の削減が可能となり、製品の迅速な市場投入が可能

平成25年5月17日:関係省令の改正案を電波監理審議会へ諮問
平成25年6月28日:関係省令の公布・施行

特定無線設備(工事設計認証に限る)の市場調査

1. 調査開始年度:平成15年度～ 毎年実施
2. 調査対象無線設備:
特定無線設備 155種別(平成25年9月1日 現在)
3. 調査台数:50台以上
4. 調査の形態:外部機関への請負
5. 調査の項目:電波法令に定める技術基準等への適合性を確認
 - (1) 特性試験
 - (2) 表示(技適マークの確認)

平成24年度の市場調査の概要

1. 調査対象の特定無線設備（H24.11まで認証されたうち、市場で調達可能なもの）の種別

- 【具体例】
- ・携帯電話端末
 - ・無線LAN
 - ・PHS端末
 - ・特定小電力無線局
 - ・WiMAX端末

2. 不適合の可能性のある台数：調査台数69台のうち5台（7.2%）

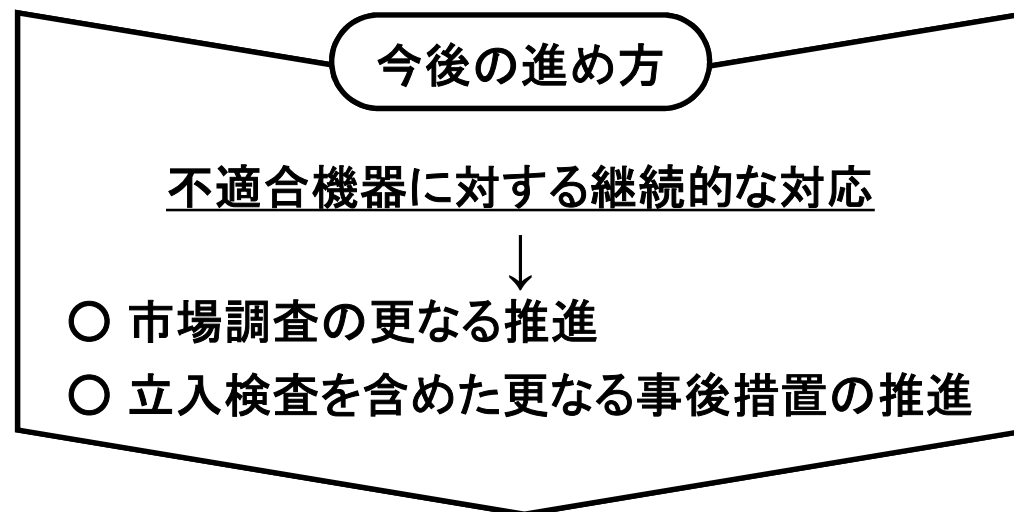
- ・認証を行った証明機関の国内外の別：国内 3社 MRA 2社
 - ✓ 特定小電力無線局
 - ✓ 無線LAN

3. 不適合の主な内容

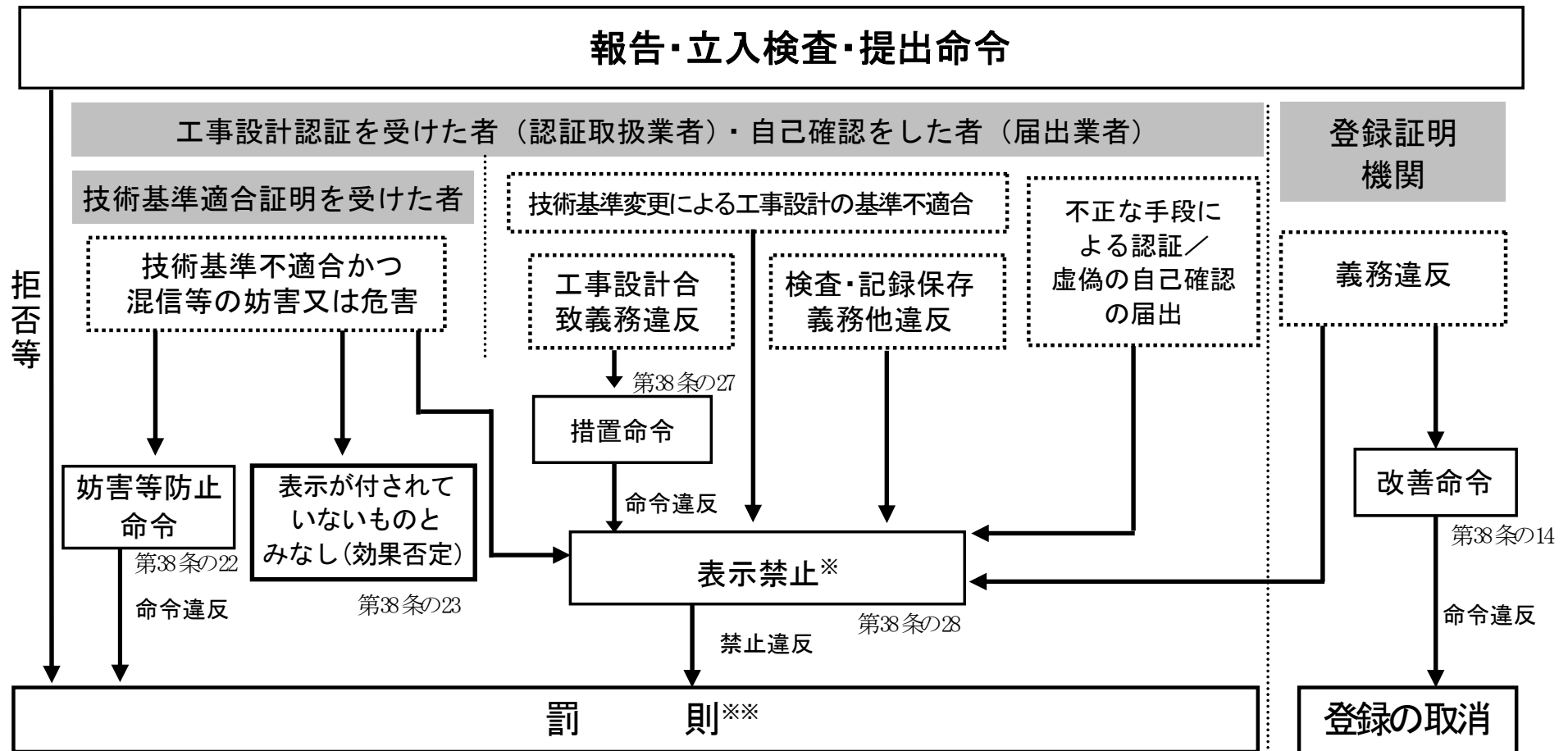
- ・割り当て周波数から逸脱の可能性
- ・送信バースト長が基準を超過の可能性
- ・空中線電力とスプリアスが基準を超過の可能性
- ・表示（マーク）が不適切（歪みがある、規定より小さい）

不適合機器への対応例

1. 登録証明機関へのヒアリング
2. 認証取扱業者へのヒアリング
3. 認証取扱業者への行政指導
(例)自主的な不適合機器の回収
4. 電波法に基づく行政処分



基準認証の事後措置



※ 技術基準の変更により工事設計が基準不適合となる場合、また外国取扱業者の場合は、報告拒否、虚偽報告、検査忌避したときも表示禁止の対象となる。

※※ 罰則として、他に紛らわしい表示、表示の除去義務違反

【認証取扱業者に係る行政処分関連】

(登録証明機関に対する立入検査等)

第38条の15 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録証明機関に対し、その登録に係る技術基準適合証明の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録証明機関の事業所に立ち入り、その登録に係る技術基準適合証明の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(技術基準適合証明を受けた者に対する立入検査等)

第38条の20 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者に対し、当該技術基準適合証明に係る特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、当該技術基準適合証明を受けた者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができる。

(妨害等防止命令)

第38条の22 総務大臣は、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第38条の7第1項の表示が付されているものが、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合証明を受けた者に対し、当該特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(表示が付されていないものとみなす場合)

第38条の23 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第38条の7第1項の規定により表示が付されているものが前章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、同項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により特定無線設備について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

(認証取扱業者に対する措置命令)

第38条の27 総務大臣は、認証取扱業者が第38条の25第1項の規定に違反していると認める場合には、当該認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第38条の28 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に対し、2年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計又は工事設計に基づく特定無線設備に第38条の26の表示を付することを禁止することができる。

一 認証工事設計に基づく特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第六号に掲げる場合を除く。）。 当該特定無線設備の認証工事設計

二 認証取扱業者が第38条の25第2項の規定に違反したとき。 当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計

三 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。 当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計

四 認証取扱業者が不正な手段により登録証明機関による工事設計認証を受けたとき。 当該工事設計認証に係る工事設計

五 登録証明機関が第38条の24第2項の規定又は同条第3項において準用する第38条の8第2項の規定に違反して工事設計認証をしたとき。 当該工事設計認証に係る工事設計

六 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に工事設計認証を受けた工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。 当該工事設計

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

【罰則】

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

十二 第38条の28第1項（第一号に係る部分に限る。）、・・・の規定による禁止に違反した者

【引用条文】

（表示）

第38条の7 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付さなければならない。

（工事設計合致義務等）

第38条の25 登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、当該工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」という。）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認証工事設計に基づく特定無線設備の表示）

第38条の26 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条第2項の規定による義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。